

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 2 回臨時
会合）における協議の概要に関する報告書

平成 23 年 12 月

国と地方の協議の場に関する法律（平成 23 年法律第 38 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、この報告書を国会に提出する。

国と地方の協議の場（平成 23 年度第 2 回臨時会合）における協議の概要

1 開催日時

平成 23 年 11 月 29 日（火） 17：30～18：28

2 場所

内閣総理大臣官邸 4 階大会議室

3 出席者

内閣総理大臣 野田 佳彦（冒頭あいさつ）

内閣官房長官 藤村 修（議長）

総務大臣・内閣府特命担当大臣（地域主権推進） 川端 達夫（議長代行）

財務大臣 安住 淳

国家戦略担当大臣 古川 元久

内閣府特命担当大臣（行政刷新） 蓮 舫

厚生労働大臣 小宮山 洋子

全国知事会会長 山田 啓二（副議長）

全国都道府県議会議長会副会長 林 正夫

全国市長会会長 森 民夫

全国市議会議長会会長 関谷 博

全国町村会会長 藤原 忠彦

全国町村議会議長会会長 高橋 正

内閣官房副長官 長浜 博行（陪席）

内閣官房副長官 竹歳 誠（陪席）

内閣府副大臣 後藤 斎（陪席）

総務大臣政務官 福田 昭夫（陪席）

4 協議の概要

（1）協議事項

○子どもに対する手当について

（2）協議が調った事項

なし

(3) (2) 以外の事項

○子どもに対する手当について

厚生労働省より、「子どもに対する手当制度について」説明がなされ、それを受けて国側議員及び地方側議員より意見表明がなされた。

(4) 協議内容

○あいさつ等

(福田総務大臣政務官) ただ今から「国と地方の協議の場」を開催する。

本日の協議事項は「子どもに対する手当について」である。小宮山厚生労働大臣に臨時議員として出席をいただいている。

(野田内閣総理大臣) 先般、政府主催で山田全国知事会会長にも御出席をいただいたが「全国都道府県知事会議」を開催させていただいた。その席上で申し上げたが、国と地方との関係で様々な重要な課題がある。そのような課題についてはこの、法律で定められた「国と地方の協議の場」などを活用し、地方の様々な御意見をしっかりと拝聴しながら、政府としての対応を決めていきたいと考えている。

今日の議題は「子どもに対する手当について」であるが、この問題については、8月4日に3党合意があり、3党合意の中で「国と地方の協議の場」を活用して議論をするようにと書かれている。加えて、先般開催をされた「国と地方の協議の場」においても、この子どもに対する手当の制度設計について意見交換をしたいということが御意見としてあった。

これらを踏まえて、今日こういう協議の場をつくらせていただいた。積極的な、あるいは建設的な御意見、御提言を頂ければと思っている。どうぞよろしく願います。

(山田全国知事会会長) 本日は、この「国と地方の協議の場」に野田内閣総理大臣自らお越しいただき、まず心からお礼を申し上げる。

そして、先日の全国都道府県知事会議においても、また、地域主権戦略会議においても、野田内閣総理大臣が非常に地域主権改革に対して前向きな、来年には通常国会に法案を出すという御発言までいただき、生意気なようであるが、私どもは高く評価をさせていただきたいと思っている。

そうした中で、国と地方でお話をしなければならない点がたくさんあると思っている。地域経済は、特に東日本大震災、そして、その後の異常な円高を受けて非常に疲弊をしている。地域経済の活性化策がなければ、来年、本当に地方は衰退してしまうのではないかという危機感を持っている。こうしたことについても、本当は議論をしていきたい。そして、国と地方が正にパートナーとしてしっかりとこの国を再生するために、互いに支え

合っていきたいと思っている。

実は、そうした観点から地方からお話をさせていただくと、「地方も頑張れるだけの環境をつくってもらいたい。裁量の余地のないようなものでは困る。」というのが1点ある。

同時に、今回は子どもに対する手当ということであるが、本来であれば、これだけのメンバーが揃っているので、国、地方を通じて子育て支援をどうやっていくのかという、もっと大きな話をさせていただきたかった。それからすると、負担の割合ということは、もう少し幅広く議論をする中で考えるのが筋だったのではないかという思いがある。

是非ともそのような思いをくんでいただき、国と地方のパートナーシップ、そして地方が頑張れる環境をつくっていただくよう、心からお願いを申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。

○協議事項（子どもに対する手当）について

（小宮山厚生労働大臣） 私から、これまでの経緯と、先日、私からそれぞれお電話を差し上げたが、文書でたたき台を提案させていただいたこと、そのやり方について、失礼があったらお詫びを申し上げたいということをもまず申し上げたい。

8月に成立した「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」については、短期間での施行作業に多大な御協力をいただき、10月1日に施行できたことに、まずもって感謝を申し上げたい。

来年2月の定期払いに向けて、現場の事務が円滑に行われるよう、厚生労働省としてもできる限りの努力をしていくので、引き続きよろしく願いしたい。

24年度以降の「子どもに対する手当」については、今、野田内閣総理大臣からのお話にもあったが、8月4日の3党合意を踏まえて、今後、公党間で議論が行われると考えているが、一方で、平成24年度予算の編成まで時間も限られているので、そうした中で地方の皆様とも十分に協議を行わせていただきたいと思っている。

このため、国と地方の費用負担の在り方について、3党合意で書かれている制度の内容を前提にして、これまでの政府内での議論や、地方の皆様方との御議論を踏まえて、取り急ぎ、11月7日に文章の形でたたき台を提案させていただいた。これは一部報道に「決定したと通知をした」という報道もあったが、そのようなつもりは全くなく、御協議いただくたたき台を提供させていただき、電話でその趣旨をそれぞれの六団体の皆様にお伝えさせていただいた。

特別措置法附則では、地方団体等と十分に協議を行い、理解を得るよう

努める旨、規定されていることも踏まえて、改めてこの場で提案をさせていただきたいと思う。

具体的には、資料の1ページを御覧いただきたい。

政府としては、年少扶養控除等の見直しに伴う地方の増収分 5,050 億円は、最終的には子どもに対する手当制度の財源として活用することが国民の皆様へ負担増をお願いする趣旨に合っているということから、この地方増収分を充当することによって、国と地方の費用負担を見直す。そして、負担割合については、これまでの地方団体の御主張も踏まえて、児童手当の国対地方が1対2という割合をそのまま負担していただくことを適用するのは適当でないということから、国の負担割合を拡大して、国対地方を1対1とするということを提案させていただいた。

マニフェストを作成した際には、確かに全額国庫負担と申し上げていたが、そのことについては、今年8月、当時の岡田幹事長の下での検証でも、野党であった立場で財源の^{ねん}捻出について、実現の可能性を十分に検証していなかった、そのことに関しては、マニフェスト公約であるので、お詫びを申し上げ、しっかり説明もしなければいけないということを申し上げている。

年少扶養控除を廃止して、所得の低い世帯に有利になる手当にということとは、民主党がずっと考えてきたことであるので、そのような御説明もしながら、今やらせていただいていることもあり、先ほど申し上げたように、負担いただいている国民の皆様の納得という点からいくと、これは手当制度に充てるのが望ましいと考えて、このような提案をさせていただいた。

先ほど、山田知事会会長から、子育て支援全般については是非議論をしたかったと言われたが、これは幼保一体化を中心にした「子ども・子育て新システム」の中でも、地方団体からワーキングチームにお入りいただき、今そこも大詰めの議論をしているので、そちらでもまた幅広く御意見を伺いたいと思っている。

今後、今日のこの議論の場を含めて、また、よく丁寧に議論をさせていただきたいと思っているので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(山田全国知事会会長) まず、私から話をさせていただく。地方側としては、文書をここに出させていただいており、その内容のとおりであるが、何点か意見が食い違ってしまっているというか、基本的なところで考え方が違うというか、合わないというところがある。

まず、「増収分」「増収分」と言われているが、確かに税は増収するが、

これは川端総務大臣のところと安住財務大臣のところ、地方財政計画の中で仮試算されているように、地方の増収分は国庫支出金を削るような形で行われているわけであるので、増やしていただけるという特別な措置でも講じていただけるのだったら「増収分」となるだろうが、全体としては、全く増収分ということはなく、我々地方が得をするような形でないまま話が進んでいるということ、まず1点申し上げたいと思う。

経緯についても、今までずっと言われてきたものが無理だったというお話をされても、我々としては、それを前提にお付き合いをしてきて、何とかこのところずっとやってきたということがある。それだけではなくて、例えば衆議院議員選挙の時のマニフェストはそうだったかもしれないが、参議院議員選挙の時のマニフェストは、今度は増やす分については現物給付でも考えるような、いろいろな工夫をしていくということまでやっているの、それもマニフェストをひっくり返してしまったのかという点が私はおかしいのではないかと思う。

つまり、一貫して民主党政権が言われてきたことは、地方の裁量の余地があるものを増やしていく、そのような努力を私どもはしていくということをお願いしたが、今回については、裁量の余地のあるものについて努力をされたというところが全然ない。例えば超過負担の解消とか、そうしたことを私どもは申し上げているが、こうしたことについても何の回答も無いまま来られているというのは、今まで民主党政権が主張されていることとは違うのではないかと思う。

もう1点、2対1。今、地方が2、国が1。だから、これを1対1まで戻したという言い方をされるが、これは地方にとっては、逆なですのような御発言である。なぜかと申せば、税源移譲の前には、地方が1、国が2だった。それを税源移譲ということで、国が1、地方が2になったわけである。今度増やす時に、正にこれは2対1だから1対1にしようという、結局、税源移譲をして、地方にやった分はこうしてしっぺ返しをするのかということになってしまい、結論としては、ひどい話だなと思う。昔は1対2で地方が1、国が2だったが、税源移譲の分、これも実は2,500億円増えたが、1,600億円しか地方には来なかった。それを今度は2対1だから、1対1まで戻してあげるといふのだから、我々からすると、聞いた瞬間に、税源移譲したしっぺ返しというような雰囲気を取られてしまう。その前の話があるから。

そうしたことからすると、もうちょっと厚生労働省には、先ほど言ったように地方の裁量を増やすようないろいろな方法があるではないか。そうした点について、汗をかいていただきたい。この案は、正直言って、厚生

労働省にとって非常に楽な案である。何の努力もしなくて良い案である。自分の身を切る案ではない。

地方も身を切って頑張ろうと思っているし、是非とも国と地方が対等の立場で国と地方の協議の場でやっているの、そうした点については、もうちょっと汗をかいていただきたいなということを私から、まずお願いを申し上げたいと思う。

(林全国都道府県議会議長会副会長) 議長会副会長の林である。今日は会長の都合がつかなかったの、私が代わりに出席させていただいた。

私は、10月12日に子どもに対する手当制度に関する厚生労働大臣・地方六団体との意見交換会に出席させていただいた。

これは議事録であるが、それを読むと、その時小宮山厚生労働大臣から、「それから、皆様から多かったのが、地方負担を今後どうするのかということで、倉田市長からは有り難いお言葉をいただきまして、これまでより増やすな。そこのところは、私も肝に銘じて思っております。」というお話があった。

それと同時に「ずっと申し上げているように、従来の負担以上には増やさないということにしているの」というお言葉をいただいている。

そのようなことの議論が小宮山厚生労働大臣からあり、これから地方としっかり協議をしていただけるものだと思っていたが、それが唐突に11月7日に、今、お話しなされたような案が出てきた。

私どもは、何のために東京まで出て厚生労働省に行ったのか。我々地方六団体をどのようにお考えになっているのか。私は大変不愉快に思っているし、憤りを感じている。

この辺を大臣はどのように思っているかということも踏まえて、皆様と議論させていただきたいと思っている。

(森全国市長会会長) 先ほどの山田全国知事会会長の発言とほぼ同じであるが、私が強く申し上げたいのは、子育て支援政策というのは、言うまでもなく、国と地方が協力し合ってやっていくべきものだという事である。

地方単独事業をもっと国が評価をしていただければ、その分、国も助かるというのが私の持論である。例えば長岡市では、保育料については国の基準よりも2割ほど引き下げている。これは地方単独事業である。それによって国の基準を下げなくても、子どもを持った母親は助かっているわけで、私はそこのところが「パートナーとして」という意味だと思っている。

そのほか、児童館の運営とか、学童保育とか、もろもろあるわけであるが、そのようなものがあるから、今の国の制度でやっていける。だから、母親や父親から見れば、国がやっているのか、地方がやっているのかは関

係ないから、トータルで物を見るということをやっていたらいいというものが1つ。それが国と地方とが協力し合ってやっていくということだと思っている。

そのような思いがあるにもかかわらず、現金給付のことだけ取り上げて、地方に単独事業との関連等の相談もなく、いつも一方的に地方負担を求める提案をされると、これは同意するわけにはいかない。これは誠に遺憾であると言わざるを得ないわけである。

先日、全国市長会は理事・評議員合同会議で決議をしたが、全国一律の現金給付である子どもに対する手当については、事務費、人件費のみならず、所得制限導入に伴う所得制限世帯に対する税財政上の措置も含めて、全額国庫負担としていただきたい。また、年少扶養控除の廃止等に伴う住民税等の増収分、これは地方の増収分ではなく、住民税等の増収分とあえて申し上げるが、地方固有の一般財源である。それを子どもに対する手当に充てるために改正したということではなく、それでは地方分権に逆行するものと言わざるを得ない。むしろ、先ほど申し上げたように、地方を信用して、その年少扶養控除の廃止等に伴う部分については、地方が責任を持って現金手当以外の政策でもって、きちんと対応すると私は申し上げたいわけである。

また、子育て支援策における国と地方の役割分担や、現金給付と子育てサービスとのバランスにも配慮していただきたい。これはバランスを考えれば、子どもに対する手当を増やすのであれば、サービスも増やすのが当然だと思っている。それを子どもがきちんと国と連携をして、サービス給付に地方単独事業として充てていけば、トータルとして子育て支援の日本全体の費用は増えるわけである。予算は増えるわけである。そのことを厚生労働大臣としても、厚生労働省としても喜ぶべきことではないのか。なぜ財務省と同じようなことを言われるのか。トータルが増えるのだから、厚生労働大臣は嬉しく思わなければいけないのではないのか。それがもう一つのペイ・アズ・ユー・ゴーという仕組みの中で、何か硬直化しているということが原因になっているのではないかとあえて申し上げたいわけである。もっと地方を信用していただきたいということである。

また、全体としての話を申し上げると、例えば固定資産税等で何も対応しなければ、5,000億円の減収が市町村に見込まれているわけである。長岡市だけで8億円の減収である。実態に合わなくなった特例の廃止を要望しているが、そのような問題等もある。また、車体課税の議論もされており、これはないと思っているが、万一行われれば、6,200億円の減収が生じることがある。

そのような減収はここの場であまり議論せずに、増収した分を子どもに対する手当に充ててくれとだけと言われても、うんと言えぬわけがない。もっと地方の全体を見て、厚生労働省所管以外の全体も見ていただきたいというのが1つ。

それから、厚生労働省所管にしても、子どもに対する手当だけではなく、サービス給付とのバランス、トータルの予算、福祉の増進ということも鋭意加味していただきたいということである。

(関谷全国市議会議長会会長) 大体、今それぞれおっしゃったとおりだが、子どもに対する手当は、全額国費で行うというマニフェストでこの問題はスタートしている。子どもは年少扶養控除の廃止等に伴う住民税の増収分をこういう形で充てるのではなくて、国と地方が現金給付とサービス給付の役割分担をするように、国の方でも少し汗をかいてほしいというのが市議会議長会の意見である。

(藤原全国町村会会長) 先ほど厚生労働大臣から、提案の説明があった。しかし、各団体が今、意見を述べたと同様に、全国町村会としても、とても受け入れられるようなものではないと思っている。

その理由としては、これまで地方が繰り返して求めてきた子育て施策全体に係る国と地方の役割分担と費用負担の在り方に関して、政府部内でどれだけ時間をかけて真剣な検討がなされたのか、全く見えていないということもある。

また、御提案の費用負担の見直しの考え方の中で、「児童手当制度の負担割合、国と地方の1対2を適用することが考えられるが、これまでの地方団体の意見を踏まえれば、国の負担割合を拡大することとし、国と地方を1対1としてはどうか」ということで御提案されているが、これも全額国庫負担ということで求めてきた地方に対し、見かけの負担割合の引き下げであり、あたかも地方に配慮しているかのごとく装っているように見えるわけである。先ほど山田全国知事会会長が言われたように、非常にからくりがあるとうかがわせるような内容である。

加えて、具体的な地方負担額においても、地方は今回の見直しによると、前と比べて4,400億円増になるわけである。その増分を地方税等の5,050億円で賄えということであるが、国の負担は平成23年度に比べると、制度改正によって8,200億円も減額になる。こういうことは全く触れておらず、地方への自主的な負担転嫁を表に出さない意図的なものを非常に感じる。

なお、去る8月12日の国と地方の協議の場で細川前厚生労働大臣は、「特別措置法案が成立したら、協議の場を早急に始めたい。」と明言したにもかかわらず、今日まで子どもに対する手当に係る国と地方の協議の場が開か

れなかったということは、極めて残念であり、もっと前倒しできなかつたかということを実に残念に思っている。政府の提案は、国と地方の協議の場で時間的なゆとりをもって、正式に行っていただければと思っているところである。

以上、申し上げたような手法や経過がこれまで以上に地方の不信を増幅させている。厚生労働大臣の提案は一旦撤回して、地方固有の一般財源である地方税や地方交付税の性格を十分踏まえた上で、地方の意見をもう一度真摯に受け止めて、再提案していただいたらというのが全国町村会の考え方である。

(高橋全国町村議会議長会会長) 今回の提案は、特に用途制限のない普通税を目的化することであり、国による用途の制限にほかならず、到底、容認できないことである。それほどまでに子どもに対する手当にこだわるのであれば、すべて国の負担で行っていただければ良いかと思う。

また、私の群馬県では、町村は地方負担を伴う子どもに対する手当については、創設以来、2年続けて当初予算に計上していない。この提案では、来年度も同じことになると思う。

最後になるが、欧米では財政再建が叫ばれる中、我が国でも歳出を切り込むとすれば、子どもに対する手当を元の児童手当に戻して、またそうすれば1兆円が浮いて、復興増税も必要がなくなると思う。

(小宮山厚生労働大臣) いろいろと御意見があったので、もう少しお話をさせていただきたいと思う。

1つは、山田全国知事会会長がいろいろな地方財政のことをよく御存じの上で言われているのは十分承知しているが、これは総務省の所管だと思うが、地方の歳出が増えなければ交付税の減額で相殺される。しかし、この1対1の場合は、地方増収と同時に基準財政需要額も増加をするので、交付税の減額は行われないと承知をしている。そのような意味で、増収がないということではないのではないかと思います。

それから、先ほど林全国都道府県議会議長会副会長から、前回の厚生労働省で行った地方六団体の皆様との協議の場での私の発言を引いて言われましたが、私が申し上げたのは、子どもは控除から手当へということで、これは政府部内の話だと言われればそうであるが、4大臣、5大臣で昨年末に話した時にも、やはり控除を外した部分は「子ども手当」にさせていただくという考え方を政府として示しているので、そのような意味では、地方の増収分もこれには充てていただくということかと子どもは思っている。そのような意味で、そこは増収になるわけであるから、それを子どもに対する手当に返していただくということで、今までよりも負担を増やすとい

うことにはなっていないと私は考えている。

もちろん、現金とサービス給付と両方バランスを取ってということは、私たちも十分考えており、野党の頃からつくってきた子ども・子育ての応援政策も、まずは経済的な負担をなくす子どもの手当、それから就学前の子どもの居場所づくりというので、地方団体からも御参加いただいている「子ども・子育て新システム」のワーキングチームで、このところは現物給付については、それぞれの地域で市町村が主体になってお考えどおり、地域に合わせてやっていけるような仕組みをとっている。この場でも地方からは、全国一律の現金給付は国で、そして現物は地方でという御主張をいただいているが、昨年末に提示をさせていただいたこれからの将来像でいくと、子どもの数は減っていくので、現金給付は長期的に見れば減っていく。サービス給付はどんどん充実をしていくと、途中で逆転をしていくということもあるので、長期的に見て、もちろん当然のことながら、現金と現物、国と地方の役割ということは、丁寧にしっかりと新システムの中でも協議をさせていただきたいと思っている。

それから、先ほど山田全国知事会会長が言われた参議院のマニフェストは、「子ども手当」だけではなく、サービス給付にも充てると書いてあるのは、1万3,000円を上回って、更に増額する場合にはそうするということを申し上げている。残念ながら、今の財政状況の中で、1万円と1万5,000円とで、平均すれば1万3,000円ぐらいになるが、全体として増額をしていないので、そのような意味では、もちろんマニフェストに書いたような予防接種のことや、そうしたものなどは基金を積んだりして対応しているが、そこを現物に振り替えていくだけ増やしていくことができない状況であるということも御理解をいただきたいと思っている。

私からは以上であるが、財政的なことは、どうぞ財務大臣並びに仕組みのことは総務大臣からお答えいただければと思っている。

(山田全国知事会会長) だから怒っているということをお分かりいただけない。要するに、基準財政需要額を増やせば増収分になるが、その分をすべて地方の裁量のない国の施策に使われてしまうから怒っている。そうでなければ、もともと得にはならない。そのような形で全部地方財政対策の中で調整をされる。例えば、少しでも我々の単独事業とか、そうしたものについて配慮をされて、こちらの増収分について裁量の余地というものを考えていただけないかということをお申し上げている。

それから、もう一つ言われた「子ども手当」については、4大臣合意なので、それは政府の中の話だろうと思うが、そうであっても、原口元総務大臣は、衆議院の本会議で「最終的に子ども手当の財源に活用するとした

ものであって、直接的に子ども手当の財源にしようとするものではございません。」とまで答弁されている。そこまでされているのに、それはこうだと言われてしまっても困る。「最終的」という言葉は意図して入っている。これは典型的な霞が関文学であるが、「最終的」と言っているのは、そういう意図で入っている。そのような話の一つ一つがあって、マニフェストの話が私が持ち出したのは、いろいろ工夫の余地があるではないかということである。

民主党の政権というのは、地域主権で地方に裁量の余地を与えて頑張れるようにするということを考えているのではないか。その部分について、なぜもう少し汗をかいていただけないのかということをお願いしているので、1万3,000円の上積みというのは確かにマニフェストに書いてあるが、では民主党の地域主権の理念はという話になってしまうので、そのようなことを言っているわけではない。そこは御理解をいただきたいと思っている。

バランスのお話は、多分森全国市長会会長からお話があるのではないかと思います。

(森全国市長会会長) 先ほども申し上げたように、今の政府の中の予算要求等の仕組みの中から取り出す勇気を持っていただけないか。

先ほど、山田全国知事会会長が少し申し上げたのは、今年の予算要求のシーリングの時に、地方増収分を減らして。

(山田全国知事会会長) 地方増収分は国庫支出金でというか、地方財政計画の中ではみんな整理されてしまうので。

(森全国市長会会長) だから、そのように厚生労働省に枠があって、そこを突破する、それを私どもと一緒にやるというような観点に立っていただけないかというのが私の意見である。

例えば確かに年少扶養控除の廃止等に伴う時に、先ほど言われたように、控除から手当へという概念があったとしても、その手当というのを幅広く読んで、結局それは廃止された対象の家庭に還元されると思えば、何の問題もないわけである。私はそう思う。私どもはきちんとやりますと申し上げた。市民からいろいろな要望があって、手当以外にいろいろな要望をいただいているので、それにきちんと対応して行って、扶養控除廃止に伴うものは、きちんとまた子育て家庭にお返しをしますという気構えがあるということをお願いしている。

更に言えば、最後に本当に申し上げたいが、地方がやっているものは地方が勝手にやっているという見方ではなくて、国と協力してやっていると見ていただいた途端に、非常に視野が広がると思う。国もこの程度で良い

と言えるわけであるし、それは安住財務大臣のところにプラスになると私は思う。それを全部国が法改正したから、国にちゃんと返せみたいな話にするから怒っているわけであって、もっと我々を信用して、サービス給付もきちんとして評価をしていただきたい。そうすれば、新しい地平線が開けるのではないかということをお願いしている。枠の中から外へ飛び出しているだけではないかというのが私の願いである。

(安住財務大臣) 私が話すことが本当にこの会議の雰囲気をやかにするかどうかは自信がないが、小宮山厚生労働大臣からも御説明させていただいたとおり、そもそもこれは言い訳になるが、私は当時、国対委員長だったので、8月4日に自公民で合意をした。その時に、法制上は児童手当に戻った。それで、そのことについてこういう場を通して、皆様方に何とか理解をいただくという合意であった。

制度に戻ると、児童手当分というのは、山田全国知事会会長が言われるとおりで、2対1が1対2になって、これを1対1にするとなった。それは元々を考えれば、国がおかしいではないかという理論も、総務委員会も長くおりましたし、十分よく分かる。

しかし、他方、厚生労働大臣の主張を代弁すれば、2対1の部分を1対1にさせていただくことで、本当にこれは申し訳ないが、増収分という言葉が不適切であれば、この年少扶養控除で本来地方がある分については、やはりこの3党で合意した子どもの、これはもう「子ども手当」ではない。名前はどうか分からないし、また、そのような点では所得制限もかけるということで制度設計をやるので、党派にかかわらず、この合意に基づいて財政支援は、子どもを持っている御家庭にはやらないといけないという整理をしている。

それと森全国市長会会長の言われていた外に飛び出る話というのは、私も実は賛成であるが、NHKの大河ドラマではないが、相当壮大な話になって、多分来月までにそれをパッケージでつくるというのは難しいと思うので、ここは申し訳ないが、率直に申し上げて、この5,000億円分に代わる財源を確保するといっても、大体私が納得しないわけであるから、厚生労働省にしても知恵の出しようがなくなる可能性があるので、ここは本当に恐縮だが、厚生労働大臣の主張というものには是非耳を傾けていただきたい。

ただ、本当にそのような点では、子どもをどうやって地域で生み、育てていくかというお話については、今後是非厚生労働省と我々も、交ぜてもらえばやるので、地方との話し合いということのを鋭意やっていって、この少子化に立ち向かっていくということだけは、是非私も協議の場でやらせて

いただければと思う。

これ以上言うとまた怒られるので、この辺にとどめるが、何とか御理解をいただければと思っている。

(藤原全国町村会会長) 子どもに対する手当の問題だけでなく、今は固定資産の特例措置の問題や、車体税の問題など、地方は今、本当に心配な要素が数多くある。その中でこの子どもに対する手当がこんな形で出てきているので、そのような別の不安要素も数多くあって、そのようなものも同時に並行していろいろ結論を出していただかなければ、これだけでどうかとって、先行しながら決断できないような場面もある。その辺も是非御理解をいただければと思っている。

(山田全国知事会会長) 反論をしておかなければいけないという立場にあるので、今、お話があったように、元々の児童手当の時も、自民党政権の時であるが、3兆円の税源移譲をするという話になって、結局、税源移譲はされたが、大幅に補助金がカットされて、しかも交付税までカットされて、それで地方は疲弊した。しかも、そのときに税源移譲の対象に、こうした子どもに対する手当みたいに、当時の児童手当みたいに、裁量の余地のないものが含まれてしまった。我々としては、結局これが地域の疲弊につながった。それに対して、民主党はそれではいけない、そのような押し付けみたいなことではなく、地域を守らなければいけないと言って、地域主権を立てて闘われたと信じている。もっとも、税源移譲でその時に全く裁量の余地のないもののほかに、裁量の余地があるものも実は幾つかあったので、我々は合わせて仕方がないというところもあった。どうしても金額を合わせるために、幾つか裁量の余地がないものも入ってしまうのは、もうそこはという形で飲んだという事実はある。後で交付税が2兆円減らされるとは思っていなかったが。そういう流れがあった上での、実は1対2だということは、小宮山厚生労働大臣にも是非とも分かっていたきたい。

そうしたら、今度は1対1と言ったら、しかもパイが増えた上での話であるから、何千億円も更に地方に負担を乗せて、裁量の余地がないものに全部していくという話を認めてしまったら、裁量については何も地方には渡さないとなる。全部国が取ってしまうとなると、その形としては、これは本当に中央集権、地方隷属以外の何ものでもなくなってしまう。結局、交付税の額というのはそんなに増えるわけではないので、その中で裁量の余地がないものがどんどん増えていくわけなので、それは一般財源としては、全部中期財政フレームから見直していただければ良かったら良いが、そうではないと思う。だから、そのような中で我々としては、やはりこれは

大変無茶なお話であり、少し誠意でも見せていただかないと、論じること
もできないような状況になっているというのが地方六団体の共通の認識で
ある。

(安住財務大臣) 予算の担当なので、後は川端総務大臣・内閣府特命担当
大臣(地域主権推進)に御発言いただければと思うが、そこで野田内閣総
理大臣は、一括交付金について充実をしたいということで、昨年以上の額
を閣僚に指示している。今、予算の中でそれぞれの省から^{ねん}捻出をしてく
らって、この5,000億を更に大幅に上積みをするということも考えているの
で、そのような点では、山田全国知事会会長がおっしゃったように、自由
裁量の効くお金、使い勝手の良いお金というものを^{ねん}捻出するという事は、
この内閣にとっても至上命題だと思っている。我々もそのような意味では、
総務省に協力はさせていただく。

だから、この1点だけを見ていろいろ批判されることは、私もそちらの
立場になればそうなるが、全体のトータルで考えていただければ、決して
後ろ向きな対応ではないということだけは是非分かっていただければと思
っている。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) 1つは、こういう
場を通じて、一定の理解をいただかないとできない話であるというのが基
本の認識である。そのためにこういう場があるということなので、それぞ
れのお立場の議論はそうなのであるが、最終的にはそのような合意が得ら
れるようにということでは、いろいろな知恵をもむ必要もあると思う。一
方で言ったものだけそのまま述べるという話ではなかなかきついというの
も、皆様との一番の窓口の私の立場で言うと感じた。

そのように言って、後でしかられるのかもしれないが、やはり理屈とし
て言えば、交付税の話が出たが、自主的な財源は自主的に使いたいとい
うのは、地域主権の観点から重要である。

(山田全国知事会会長) 一般財源である。この場合は違う。

(川端総務大臣・内閣府特命担当大臣(地域主権推進)) そのような御主張
の理屈がそこにあることもあるし、経緯からもいろいろあるが、これ以上
はコメントのしようがないので、円満に決着することを願っているし、私
もそれなりに汗をかかせていただきたいと思う。

(林全国都道府県議会議長会副会長) 今、安住財務大臣からお話があつた
とおり、各省庁から予算、お金を出して、5,000億円以上のものを出して割
当てすると言われるが、そのようなことができるのであれば、こちらでも

やってもらいたい。だから、そのように言われても、今までの経緯からして、信頼関係がないし、そこまで十分に話し合いができていない。ただお願いするだけでは、我々は承服しかねる。野田内閣総理大臣の言葉を信じようということになるが、それは承服しかねる。このほかに大勢我々議員もいるし、県、市、町それぞれ皆いるわけなので、我々としては対応ができないということになるかと思う。

(森全国市長会会長) 私が繰り返し申し上げたいのは、国だけで政策を決めるということから卒業をして、政策のすり合わせをしていただけないか。それは必ず国にも跳ね返ると思う。それはコペルニクスの転回だと思うが、かつて非常に評判が悪かった景気対策を地方単独公共事業に求めたこともある。あれは一方的に押し付けられたので、いろいろ反発もあった。しかし、実際にそういう事例はあった。

だから、国がやる政策と地方がやる政策を併せて考えたら、これだけの福祉をやっている。だから国はここまでということである。あるいは物の言い方としては、今回1万円と1万5,000円だったか、それも地方が単独事業をしっかりとやるから、2万6,000円ではないとも言える。その考え方の転換を民主党政権に期待をしたいということだけ申し上げたい。国だけで政策をやる時代ではないと思う。できれば、財務省と総務省にも併せて申し上げたい。

(蓮舫内閣府特命担当大臣(行政刷新)) 行政刷新担当であるが、少子化担当でもあるので、発言する。

今日、皆様が言われることはよく分かる。そしてまた、財源が絡むことなので、皆様方も御地元に戻って、きちんと説明をしなければいけない、それは国であろうと、地方であろうと全く同じである。ただ、財政的にはどこも同じく傷んでいて、国も傷んでいるという状況である。これは行政刷新的には、この間、提言型仕分けを行って、随分大きなところに切り込んで、厚生労働省にも相当無理な提言はしているというのは御理解をいただいた上で、他方で、国で決めた現金給付に対する御理解をいただく場所、これは財務省、厚生労働省と皆様方が本当に本音ベースでおやりになっていただければ良いと思う。

一方で、「子ども・子育て新システム」においては、財源として新たに1兆円が必要。3,000億円足りない。これはしっかりと確保をしていくが、国がやることのみではなくて、地域がおやりになって効果が高いと思われる、いわゆる現物給付という部分は、御協力いただきたい。そちらでも御提言をいただいているが、またここも財源が絡んでいろいろな議論が出てくると非常に悩ましいが、新しくつくり上げたいと思っていることは、

どうか御理解をいただきたいと思う。

(山田全国知事会会長) 今、私どもは縷々^{るる}申したが、本当にこのままで行くと、国と地方の関係は非常にまずくなってしまう。今日のどこかの新聞に書いてあったが、私どもはそのようなことは望んでいない。やはり今は厳しい時代なので、国と地方がパートナーとしてしっかりやっていかなければいけない。

いろいろ財源に事情があるのはよく分かるが、交付金については、もともと民主党のマニフェストの中で補助金としてやってきたものを少しでも使い勝手の良いものにするということになったわけだが、それと一般財源との振替がセットだったりすると、単に交代しているだけだと思う。もう少し地域が頑張れる環境、地域が工夫できる余地、そうしたものをこの中で打ち出す努力を、双方本当に知恵を出し合ってやっていっていただきたい。余り時間が残されていないのかもしれないが、是非ともそのような努力を、お互いにやっていくことを国民の皆様にお知らせしていくということが、本当はこの会議も公開でやるべきだと思っているが、一番理解を得られる。

我々も 1,800 の自治体にこれから説明をしていく時に、今の説明では多分とてもできないのではないかと思っているのも、是非ともよろしく願います。これから我々も汗をかくので、政府の方も汗をかいていただきたいということを心からお願い申し上げたい。

(藤村内閣官房長官) 今日の「国と地方の協議の場」では、子どもに対する手当制度における費用負担ということで、厚生労働大臣から説明をさせていただいて、総反発を受けたが、これが協議だと思う。これは年末の予算に向けて、まだまだ今からもいろいろなレベルで協議をしながら、本当に、山田全国知事会会長も言われたように、対立するのも協議であるし、そこで合意を見つけていくのも協議だと思うので、是非この協議が今後もしっかりと協議されて、最終的に双方にそれぞれ良い決着にしたいということで、今回の来年度予算については、そんなに日にちはないが、今後も是非とも協議を続けて、良い決着に持っていきたいと思っているので、御理解、御協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

(以上)